

平成30年度 事業計画書

平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで

特定非営利活動法人多摩東成年後見の会

1 事業実施の方針

- (1) 法人後見事務においてはチームの連携を密にし、本人に寄り添いその意思を尊重し、市民後見人として特に身上監護を重視する。また、親族や監督人との意思疎通を心掛け、信頼関係の構築に努め、特に財産管理面においては不明朗な会計処理のないよう内部監査を徹底する。
- (2) 新規受任活動に当たっては地域の行政、社協との良好な関係構築のみならず、独自の開拓力強化に努める。成年後見制度の啓発に留まらず、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、健康・生きがいづくりに配慮し、支援する。
- (3) 可能な限り助成金を利用し、NPO法人としての市民後見活動を積極的にアピールし、又「マイノート」を活用し、高齢者の尊厳と自己決定権を重視した任意後見制度利用の促進に努める。
- (4) 受任拡大を図るため会員のスキル向上に努める。後見人実務の研修や任意後見、見守り、死後事務委任等の各種契約書作成実務の研修を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利事業に関わる事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
(1) 法定後見の 受任事業	①受任済み被保佐人への 後見活動	随時実施	被保佐人の 居宅	2人	小金井市1人	133
	②受任済み被後見人への 後見活動	随時実施	被後見人の 居宅	2人	小金井市1人	127
	③新規受任者	随時実施				0
(2) 任意後見の受任 及び 生活支援事業	① 任意後見委任者への 見守り活動	1～12月	委任者の自宅	2人	三鷹市1人	45
	②新規利用者開拓	1～6月	三鷹市	2人	三鷹市1人	22
(3) 後見制度の啓発 及び 市民後見の利用 相談事業	①a) shinjoプロジェクト の実施 (H29年度分)	講習会 2月	小金井市	5人	市民等30人	55
	b) shinjoプロジェクト の実施 (H30年度分)	講習会 6～11月	小金井市及び 三鷹市	5人	市民 30人	96
	c) オラクルプロジェクト の実施 (H29年度分)	講習会 3月	三鷹市	5人	市民等28人	70
	d) 三鷹市 (井の頭)	講習会7月～	三鷹市井の頭	1人	市民 25人	5
	e) 大館市プロジェクト	講演4～12月	大館市	4人	市民等	9
	f) 講演会 (講師派遣)	講演4～12月		1人	市民等25人	14
②利用相談会の実施	3～12月	小金井・三鷹		10	市民等	23
(4) 市民後見人の 養成事業 (含 会員研修)	①マイノート指導員養成 (3日)	4～12月		1人	当会員5名	5
	②任意後見人養成 (3日)	4～12月	三鷹市・ 大館市・ 小金井市	1人	当会員5名	5
	③後見人実務等研修 (3日)	4～12月		1人	当会員10名	25

(2) その他の事業 なし